



JCSS

証明書番号 : \*\*\*\*

## 校正証明書

依頼者 名称 \*\*\*\* 株式会社  
住所 \*\*\*\*

品名 サーモレコーダー  
型式 (指示計) RT-14 (センサ) RTH-1010  
製造番号 (指示計) \*\*\*\*\* (センサ) \*\*\*\*\*  
製造者名 (指示計) エスペックミック (センサ) エスペックミック  
校正項目 温度；指示計器付温度計 (温度計：サーミスタ)

校正方法 指示計器付温度計 校正手順書 (管理番号 : SI2-01) による  
校正結果 次頁のとおり  
校正室環境 温度 \*\* °C～\*\* °C 湿度 \*\* %～\*\* %  
校正年月日 \*\*\*\* 年 \*\* 月 \*\* 日

校正結果は以上のとおりであることを証明します。

\*\*\*\* 年 \*\* 月 \*\* 日

神戸市北区鹿の子台南町5-2-5  
エスペック株式会社  
テストコンサルティング本部  
校正証明グループ  
証明書発行責任者 \*\*\*\*



この証明書は、計量法第144条（第一項）に基づくものであり、特定標準器（国家標準）にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。認定シンボルは、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。当校正証明グループの書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。

当校正証明グループは、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025:2005) に適合しており、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及びAPLAC (アジア太平洋試験所認定協力機構) のMRA (相互承認) に加盟しているIAJapanに認定された校正機関です。

この校正結果はILAC/APLACのMRAを通じて、国際的に受け入れ可能です。



JCSS

証明書番号 : \*\*\*\*

## 校正結果

標準温度 (°C)	被校正器の指示値 (°C)	校正の不確かさ (°C)
-30.0	-30.0	0.2
20.0	20.0	0.2
100.0	100.1	0.2

- 備考 1) 標準温度とは、常用参考標準の温度計を用いて求めた基準となる温度である。  
2) 校正の不確かさは、包含係数  $k = 2$ とした拡張不確かさであり、約95 %の信頼の水準をもつと推定される区間を与える。  
3) 被校正器のセンサは指示計のチャンネルNo. 1に接続した。  
4) この校正結果は、1頁目に記載された指示計とセンサの組み合わせによるものであり、組み合わせが異なる場合、被校正器はこの校正結果と異なる値を指示することがある。  
5) 被校正器のサーミスタの自己加熱による不確かさは、校正の不確かさの見積りに算入していない。

## 校正条件

1. 本校正では、校正槽（空気槽）として小型超低温恒温器（MC-811P）を使用し、温度計の挿入長は25 cmとした。
2. 被校正器のセンサの前処理は行っていない。
3. 校正は、-30 °C、20 °C、100 °Cの順に行った。

以上